

## 令和3年度 桜えび関連商工事業者経営改善・経営強化事業（概要）

静岡市経済局商工部産業振興課

### （1）資金調達支援事業

#### ア 「小規模事業者経営改善資金※」補給期間の延長（新規受付のみ）

（※通称：マル経融資 日本政策金融公庫の制度）

制度名	静岡市桜えび関連小規模事業者経営改善資金緊急対策利子助成金
利子補給対象者	日本政策金融公庫の定めによる（融資対象：商工事業者） → ・市内に所在する小規模事業者 ・桜えびを取り扱う商工事業者（産業大分類において、製造業、卸売業・小売業及び宿泊業・飲食サービス業に区分されるもの。）
融資額	日本政策金融公庫の定めによる（2,000万円以内）
融資期間	日本政策金融公庫の定めによる（7年以内・1年以内据置可能）
資金使途	日本政策金融公庫の定めによる（運転資金）
返済方法	日本政策金融公庫の定めによる（元金均等月賦返済）
利率	日本政策金融公庫の定めによる（融資利率1.21%） → 市利子補給率1.00%（出来上がりの年利0.21%）
利子補給期間	現行1年（12か月分）を2年（24か月分）とする。
申込・受付先	商工団体（静岡市清水商工会又は静岡商工会議所）
必要書類	・桜えび関連商工事業者である旨の意見書 ・申請書、実績報告書、支払結果報告書

#### イ 静岡市中小企業融資制度「桜えび不漁緊急対策資金」

制度名	静岡市桜えび不漁緊急対策資金利子補給金
融資対象者 （利子補給対象者）	・桜えびを取り扱う商工事業者（産業大分類において、製造業、卸売業・小売業及び宿泊業・飲食サービス業に区分されるもの。） ・中小企業者（組合、医療法人等は除く。） ・市内に事務所、又は事業所を有し1年以上同一事業を営んでいること。 ・納期の到来した静岡市民税を完納していること。
資金使途	運転資金（借換不可）
融資額	1,000万円以内
融資期間	5年以内（1年以内据置可能）
返済方法	元金均等月賦返済
利率	年0.75%（基準金利1.50%の内、市利子補給率0.75%）
利子補給期間	融資期間に同じ
融資額に対する保証料率	保証協会の定めによる
保証人	保証協会の定めによる
申込先	市内に本店又は支店を有する 地方銀行・信用金庫・都市銀行・(株)商工組合中央金庫
受付先	静岡市産業政策課及び静岡市産学交流センター
必要書類	・桜えび関連商工事業者である旨の意見書 ・資金申込書、納税証明書及び保証協会が定める書類
その他	・信用保証料75%補助の適用（当該資金のみ適用）

## 令和3年度 桜えび関連商工事業者経営改善・経営強化事業（概要）

静岡市経済局商工部産業振興課

### （2）経営強化支援事業

#### ウ 「桜えび関連商工事業者経営安定強化緊急対策事業費補助金」

制度名	静岡市桜えび関連商工事業者経営安定強化緊急対策事業費補助金
補助の趣旨	・桜えびを原材料とする食料加工品等に頼らない「多角的な経営」又は「経営強化」に資する事業の実施に対する経費を助成する。
補助の対象者	・桜えびを取り扱う商工事業者（産業大分類において、製造業、卸売業・小売業及び宿泊業・飲食サービス業に区分されるもの。） ・中小企業者、小規模事業者及び中小企業等協同組合 ・市内に事務所、又は事業所を有し1年以上同一事業を営んでいること。
補助の対象経費	「多角的な経営」又は「経営強化」に資する補助事業として、「新商品開発」、「販売促進」及び「販路開拓」に要する経費 ①報償費、②旅費、③広報費、④使用料及び賃借料、 ⑤原材料及び消耗品購入費、⑥役員費、⑦委託費
補助の対象期間	年度内（年度末までに事業を完了すること。）
補助の金額	上限 50 万円（補助対象経費の 2/3 以内）
補助の回数	1 回に限る
申請・受付先	静岡市産業政策課
申請受付期間	令和3年7月14日から9月15日まで
交付申請・交付決定	下記の書類を提出後、審査等を行い補助金額の決定 ①事業計画書、②収支予算書、③桜えび関連商工事業者である旨の意見書、④誓約書兼同意書、⑤定款、規則、会則その他申請者の概要が確認できる書類、⑥構成員名簿（団体の場合）、 ⑦その他必要と認める書類
交付確定	下記の書類を提出後、審査等を行い補助金額の確定 ①事業報告書、②収支決算書、③その他必要と認める書類 令和4年2月までに行ってください。
支出方法	通常払い（交付確定→請求後に支出）
その他	・共同申請（2者以上での1申請）は不可とする。 ・設備（器具等消耗品を除く）に係る経費は補助対象経費としない。 ・各書類に押印する印鑑について、法人は代表者印、個人は実印をお願いします。